

# 韓国における国際人権法の国内実施 —自由権規約の個人通報制度の利用と課題—

権 南 希

## I はじめに

人権条約の締約国が人権保障に向けて国内的実施・履行確保に取り組むことは、国際人権法の出発点である。締約国による条約実施を監視するための国際的実施メカニズムは様々なプロセスを通じて定着している。最も基本的制度である国家報告、国家通報および個人通報などの国際的実施措置は、条約の実施担保のための相互補完的役割を果たしている。特に、近年の個人通報手続きへの新たな脚光は、条約の実施強化の必要性とそこにおける個人通報制度の重要性に対する認識の広がりを示すものである<sup>1)</sup>。2014年3月現在、個人通報制度を規定する「市民的および政治的権利に関する国際規約」（以下、「自由権規約」または「規約」）第一選択議定書<sup>2)</sup>の締約国は115か国、そのうち89か国から2,371件の個人通報が出されており、規約委員会がその通報を受理して最終的に意見を採択するに至った先例は1,000件を超えている<sup>3)</sup>。これらの数字は、自由権規約上の人権保護に対する国際社会のコンセンサスと、人権の実施メカニズムとしての個人通報制度の定着を裏付けるものである。

本稿で検討の対象としてとりあげるのは、自由権規約の個人通報制度を積極的に利用している、韓国における国内実施の状況である。1990年4月10日、自由権規約第一選択議定書に批准してから2015年1月現在までの時点で、規約委員会が韓国に対して個人通報審査における「見解」（view）を採択した事案は

14件ある。最近、韓国政府の規約違反の認定が出された規約委員会の見解（通報番号2179/2012）<sup>4)</sup>は、「選択議定書の締約国になったことで、[大韓民国は]国際規約の違反行為が生じたか否かを決定する委員会の権限を認めている。規約第2条に基づき、締約国は自国の領域内にいるか、その管轄下にいるすべての個人に対して規約が認めた権利を保障し、侵害行為が認められた場合、効果的かつ執行可能な救済措置（effective and enforceable remedy）を提供することを約束したという事実を想起する。委員会は、締約国に対して180日以内に委員会の見解を執行するためにとった措置に関する情報を提供することを要請する。また、締約国には当該見解を公表し、広く配布することが求められる」<sup>5)</sup>と指示している。

このような条約違反の認定から生じる国際法上の法的効果は、最終的に国内法に基づく救済措置によって実現されることになる。自由権規約は、第2条3項で救済措置を受ける権利について定めている。同項柱書は、「この規約の各締約国は、次のことを約束する」と定め、(a)号は「この規約において認められる権利または自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害を行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること」、(b)号は「救済措置を求める者の権利が権限ある司法上、行政上もしくは立法上の機関または国の法制で定める他の機関によって決定されることを確保することおよび司法上の救済措置の可能性を発展されること」、そして(c)号は「救済措置が与えられる場合に権限ある機関によって執行されることを確保すること」と定める。これらの条項は、人権侵害の被害者に対する国内救済措置をともなって初めて実効性を持つものであり、規約委員会はフォローアップ手続きを通じて、国家実行の把握に努めている。人権侵害に対する効果的救済措置は、金銭賠償としての適切な補償（appropriate compensation）、原状回復（restitution）、名誉回復（rehabilitation）などがあり、その他、満足を得られる手段（measures of satisfaction）として、公的謝罪、公的記録、再発防止の保証、関連法および慣行の変更、人権侵害の加害者に対する司法的措置などが挙げられる<sup>6)</sup>。

国家は、国際法と国内法の関係に関する理論を用いて、人権条約の規範的影響力の国内への流入をコントロールしている。ここでは、韓国における国際法の国内効力順位について簡単に確認しておきたい。韓国憲法は、条約と国際法規が国内法と同一の効力を有するという規定を置くのみである<sup>7)</sup>。憲法が条約よりも優位であることは通説である。憲法裁判所では「憲法第6条1項の国際法尊重主義は、韓国が締結した条約と一般的に承認された国際法規は国内法と同等の効力を有するものであって、それが条約または国際法規が国内法に優先するのではない」<sup>8)</sup>との立場を明らかにした。法律との関係で国際法を国内法体制のどこに位置づけるかは、解釈に委ねられる。国際法は、内容や規範の性質に関係なく一つの範疇に属するものとして扱われる傾向にあり、人権条約については国際法の中でも優位に扱う必要があり、国内の法律より優先する解釈が必要であることが指摘されている<sup>9)</sup>。仮に人権条約が法律より優位であるとしても、昨今の韓国における司法の状況からは「憲法による条約の吸収」<sup>10)</sup>が一方的に行われ、人権条約の趣旨が憲法や法律の解釈に反映される「憲法への条約の浸透」<sup>11)</sup>状態は起こりにくいと言わざるを得ない。

近年、個人通報の運用実績の増加と見解の蓄積は、韓国における人権条約の国内実施の理論的・実務的課題を浮かび上がらせる。本稿では、韓国における国際人権条約の国内実施につき、まず、自由権規約委員会による見解の規範的効力をめぐる議論を踏まえながら、個人通報事例と見解を概観する。そして、これを踏まえて人権規約の国内実施の理論的課題と実際の履行状況を照合することによって、国際人権基準の実現に向けた積極的な対応を迫られている韓国の国家実行の問題点と課題が明らかになると考える。

## II 韓国の個人通報事例と規約委員会の見解に対する 対応をめぐる問題

### 1. 個人通報の利用状況と見解

規約委員会に提出された個人通報の多くは、規約上の表現の自由の侵害が問われた事案であり、韓国における民主化運動のプロセスで生じた人権侵害に関連する事案が多いことも特徴であるといえる。これらの通報は、次の二つの事案に分類される。第1に、表現の自由に関する侵害として、韓国国家保安法<sup>12)</sup>が関係する事案である。第2に、近年通報件数が急増している良心的兵役拒否に関する事案である。いずれも韓国政府は、「国家安保」または「公共秩序の維持」を理由に権利侵害の正当性を主張しているが、規約委員会ではこのような主張は受け入れられておらず、この論点をめぐる韓国の実行が国際的な基準に合致していない状況が続いている。

#### (1) 良心的兵役拒否に関する通報

良心的兵役拒否 (Conscientious Objection) は、これを認める場合でも各国の国内状況によって異なる形態の兵役拒否が認められてきたため、統一した定義をすることは難しい。一般的には、兵役義務がある国家において、宗教的・倫理的・哲学的・政治的、またはこれに類似する動機から形成された良心上の判断に基づき、兵役義務の一部、または全部を拒否する行為として理解されている<sup>13)</sup>。兵役拒否者については、軍刑法44条 (抗命罪) または兵役法第88条 (入営忌避罪) が適用される。従来、兵務庁による強制入営措置の結果、兵役拒否の事案は軍事裁判所の管轄だったが、2000年以降兵役法違反の判決が出されて以来殆どの事案を一般裁判所にて扱っている<sup>14)</sup>。良心的兵役拒否による兵役法違反者は年平均600人を上回っており<sup>15)</sup>、この問題が規約委員会で度々取り上げられるようになったことで、兵役法違反の有罪が確定されると個人通報を行う事例が急増している。この良心的兵役拒否と表現の自由の関係の争点について

は、個人通報の審理で明らかになった議論を綿密に検討する必要があるため、紙幅の都合上別稿で検討することにした。本稿の関心との関係では、事案の概要を確認し、国内実施の状況を中心に述べることにする。良心的兵役拒否に関する主な通報事案は次の通りである。

①通報番号1321/2004、1322/2004 (Yeo-Bum Yoon and Myung-Jin Choi v. Republic of Korea)<sup>16)</sup>

エホバの証人の信者である通報者らは兵役法第88条違反で有罪判決を受け、韓国憲法裁判所に訴願を出したが、訴えは棄却された。さらに通報者らは、自由権規約第18条1項の宗教の自由に対する侵害を主張した。これを受けて規約委員会は、韓国政府の違反を認める見解を採択した。

②通報番号1593-1603/2007 (Eu-Min Jung et al. v. Republic of Korea)<sup>17)</sup>

兵役法違反で有罪判決を受けた通報者ら11名に対して、規約委員会は、韓国政府に対して実質的な補償をする義務があることを示し、再発防止などの措置に関する情報を180日以内に提出することを求めた。

③通報番号1786/2008 (Jong-Nam Kim et al. v. Republic of Korea)<sup>18)</sup>

兵役法違反で有罪判決を受けた通報者ら338名に対して、規約委員会は、良心的拒否は思想・良心及び宗教の自由を規定する規約第18条に基づくものであり、兵役義務が個人の宗教的信念と両立できないのであれば、強制徴集から免除を受ける権利があるとし、良心的兵役拒否を明確に認める見解を出した。さらに、国家は良心的兵役拒否者に対して軍の領域外の、軍の指揮を受けない代替服務を遂行することを強制しうるとし、良心的兵役拒否を認めながら他の国民との公平性を図る方法は代替服務制度であると示した。

④通報番号2179/2012 (Young-Kwan Kim et al v. Republic of Korea)<sup>19)</sup>

通報者ら50名は兵役法違反の有罪判決を下され、個人通報を行った。委員会はこれまでの類似事案の見解を引用し、規約第18条違反を認定するとともに、良心的兵役拒否者に対する刑罰の執行は規約委員会第9条1項の恣意的拘禁に該当すると判断した。

## (2) 表現の自由の侵害に関する通報

### ①通報番号518/1992 (Jong-Kyu Sohn v. Republic of Korea)<sup>20)</sup>

株式会社A社の労働組合委員長である通報者は、1991年2月、B社のストライキに対する支持声明を出し、労働争議調停法第13条ノ2の労働争議に対する第三者介入禁止条項違反で有罪判決を受けた。規約委員会は通報を受けて、韓国政府が規約第19条2項の表現の自由を侵害したと判断し、通報者に対する賠償など適切な救済措置を提供すること、第三者介入禁止規定を見直すこと、類似事案の再発防止を保障し、その履行結果を90日以内に委員会に通知することを勧告した。

### ②通報番号574/1994 (Keun-Tae Kim v. Republic of Korea)<sup>21)</sup>

1989年1月21日に結成された「全国民族民衆運動連合」の創立会員である通報者は、同団体の政策企画室長、執行委員長として活動していた。通報者は、同団体の総会をはじめとする各種集会に出席したことで、国家保安法第7条1項および5項、集会および示威に関する法律、暴力行為等処罰に関する法律の違反で起訴された。1990年9月11日、一審判決で懲役3年および1年の資格停止の宣告を、1991年1月11日の二審判決では懲役2年および2年の資格停止の宣告を受けた。1991年4月26日大法院の上訴棄却によって、判決は確定された。規約委員会は、韓国政府が規約第19条2項の表現の自由を違反したと判断し、通報者に対する救済措置をとること、そしてその結果を90日以内に通知することを求めた。

### ③通報番号628/1995 (Tae-Hoon Park v. Republic of Korea)<sup>22)</sup>

通報者は、1983年から1989年までの留学期間中、「在米韓国青年連合」に加入し活動した。1989年8月にはニューヨークで同団体主催の「8・15南北青年学生会談成功および祖国の平和統一のための海外同胞大会」に出席し、国連本部の前で駐韓米軍の撤退などを訴えるデモ活動に参加した。この団体が国家保安法第7条の「利敵団体」として判断されたため、帰国した通報者は同法第7条1項(利敵団体同調)および3項(利敵団体加入)違反で起訴され、有罪が確

定された<sup>23)</sup>。規約委員会は、表現の自由は民主主義において根本的重要性を有するものであり、その制限には厳格な審査が必要であるとし、通報者の行為が具体的に如何なる危険をもたらしたかについて韓国政府が立証できなかったこと、規約第19条3項の制限事項に該当する理由も存在しないことから、表現の自由の侵害を認定した。さらに、通報者に対する適切な賠償と効果的な救済措置の提供およびその措置結果を、90日以内に通知することを求めた。

④通報番号693/1996 (Gi-Jeong Nam v. Republic of Korea)<sup>24)</sup>

中学校教師である通報者は、国定教科書制度下で教材が公立中学校の教科書として採用されるためには関係当局の検査・承認を受けなければならないが、この制度に関連する教育法第157条および同法施行令第5条が、規約第19条2項の表現の自由の侵害にあたりと主張した。規約委員会は、教科書を著述し出版する権利は第19条の保護範囲の中に包摂されるが、自ら製作した教材を採用させるために国定教科書の検査・承認手続きを受ける権利があるとする通報者の主張は、第19条の射程外であると判断した。

⑤通報番号878/1999 (Youg-Joo Kang v. Republic of Korea)<sup>25)</sup>

1984年、国家安全企画部は軍事政権を批判する印刷物の配布と北朝鮮訪問を理由に、通報者を無令状で逮捕した。36日間の監禁と拷問を受け、朝鮮労働党への加入およびスパイ教育を受けたと自白した通報者は、国家保安法上の反国家団体鼓舞・称賛罪、会合罪および間諜罪で起訴され、有罪が確定された<sup>26)</sup>。通報者は、思想転向制度により「確信犯」に分類されたため、刑の執行期間中、待遇の改善を受ける余地は与えられなかった。また、1991年3月14日、受刑者分類処遇規則により、「自由民主的秩序の否定および破壊を目的とする罪を犯し、改善の情がない者」に再分類された。1992年、通報者は憲法裁判所に思想転向制度の違憲決定およびその廃止を求める憲法訴訟を提起したが、請求期間の満了を理由に却下された。翌年、通報者は20年刑に減刑され、1999年一般赦免により釈放された。

通報者は、印刷物の配布を「国家機密または軍事機密の収集および漏洩」と

見なした有罪判決は規約19条2項の違反である、思想転向制度は第10条1項および3項、第18条1項および2項、第19条1項ならびに第26条違反である、と主張した。韓国政府は、通報者が一般赦免の対象となったこと、思想転向制度が強制性のない遵法誓約制度に変更されたことを示すとともに、通報者の行為は在韓米国文化院を破壊するための共謀行為などが間諜罪に該当するため、表現の自由によって正当化できないと主張した。

規約委員会は、思想転向制度が政治的見解を理由にした差別的待遇に該当するため、表現と信念の表明の自由を制限するとし、規約第18条1項、第19条1項および第26条を侵害すると認定した。また、13年にわたる長期間の独房拘禁は、通報者の尊厳を保護する第10条1項および3項の違反であると判断した。通報者がすでに釈放されている場合でも、韓国政府には問題となる違反事項に相応する賠償を通報者に提供する義務があるとし、90日以内に如何なる措置をとったのかを報告することが勧告された。

⑥通報番号926/2000 (Hak-Chul Shin v. Republic of Korea)<sup>27)</sup>

民族美術人協会主催「第2回統一展」に出展された絵画「モネギ〔田植え〕」は、1989年8月17日、国家保安法上の利敵表現物に該当するとされ、作者である通報者は拘束された。下級審では、この作品が表現する思想や理念が同法第7条5項に違反する利敵性を有するか否かの判断をめぐって、(i)時代状況を反映した社会の健全な常識、(ii)画一的・一義的解釈ではない極めて慎重かつ繊細な解釈、(iii)主題を意識した作品の一体的解釈、(iv)必要な最小限の規制が基準として示された<sup>28)</sup>。作品の下段部分は韓半島の統一を妨げる「外勢」を取り除き、自主的かつ平和的統一という作者の念願を表す部分であり、上段部分は理想郷を描き、平和と統一の喜びを表現しているとし、無罪判決を下した。一方、大法院は、表現物の内容が国家保安法の保護法益である国家の存立・安全と自由民主的基本秩序を脅かすような積極的で攻撃的な表現である場合、表現の自由の限界を超えたものであり、利敵性の判断は、制作動機、表現行為そのものの態様、外部との関連性、表現行為当時の状況など諸般事情を総合的に考慮しな

なければならないとし、下級審判決を破棄した<sup>29)</sup>。これを受けて、2000年、通報者は規約第19条2項の芸術の形態としての表現の自由の侵害を理由に、個人通報を行った。

韓国政府は、規約第19条は権利の一定の制限を認めており、表現の自由は法を違反しない限りにおいて保障されるものであると主張したが、規約委員会は、この事件の有罪判決を表現の自由の侵害として判断した。韓国政府には判決を無効化すること、通報者に対する補償と作品の返還を勧告した。

⑦通報番号1119/2002 (Jeong-Eun Lee v. Republic of Korea)<sup>30)</sup>

1997年、大法院は「韓国大学総学生会連合」を国家保安法第7条の利敵団体として見なすと判断した。2001年、同団体の第9代代表部に所属していた通報者は、同法第7条違反で起訴され、有罪が確定した。通報者は、国家保安法上の利敵団体加入および活動の罪による処罰は、規約第18条、第19条、第22条および第26条の権利を侵害するものであると主張した。

本案審査で規約委員会は、第22条2項に基づき、結社の自由を制限する措置は、(i)法による制限、(ii)2項に定められている目的のための制限、(iii)このような目的のための民主社会において不可欠な制限であることを、その要件として示した<sup>31)</sup>。こうした結社の自由に対する制限措置は合理的かつ客観的に正当化できることを示すだけでは足りず、締約国は、特定組織への個人の加入が実際に国家安保または民主的秩序への脅威につながることを、その他の非強制的な手段が不十分であることを証明しなければならないとし、韓国政府の規約第22条2項違反を認定した。また、韓国政府に通報者に対する適切な補償および効果的な救済、国家保安法第7条の改正および類似事件の再発防止を勧告した。

(3) その他の事案

①通報番号644/1995(Mohammed Ajaz and Amir Jamil v. Republic of Korea)<sup>32)</sup>

殺人罪で死刑宣告を受けた通報者らは、証人に対する拷問と通訳の不備を主張し、規約第6条（生命権）、第7条（拷問禁止）、第9条（身体の自由）およ

び第14条（公平な裁判を受ける権利）の侵害を主張した。委員会は、本件について韓国政府の規約上の権利侵害はないと判断した。

②通報番号968/2001 (Kim Jong-Cheol v. Republic of Korea)<sup>33)</sup>

1997年、大統領選挙結果を予測した世論調査に関する記事を掲載した通報者は、選挙運動期間中の世論調査結果の公開禁止、それにとまなう処罰を定める公職選挙および選挙不正防止法第108条違反で起訴され、罰金刑を科された。憲法裁判所は関連条項について合憲の判断をしたが、通報者は規約第19条2項（表現の自由）、第25条（政治的権利）および第26条（法の前の平等）を侵害したと主張した。委員会は通報者の表現の自由に対する制限が規約第19条3項の条件を満たすものであり、規約第19条の権利侵害はないと判断した。

③通報番号1908/2009 (Ostavari v. Republic of Korea)<sup>34)</sup>

イラン国籍の通報者は、韓国政府に難民認定を申請したが、認められなかった。通報者はキリスト教に改宗したため、イランに送還されれば背教を理由に拷問や死刑判決を受ける危険があるとし、規約第6条1項（生命権）、第7条（拷問禁止）および第9条4項（身体の自由）の権利侵害を主張した。規約委員会は、通報者が改宗しただけでなく神学者であることから、イランにおける通報者の個人的リスクに対して十分な考慮をせずに国外追放の手続きが行われたことを指摘し、イランに通報者を送還するような第三国に強制追放しないこと、類似な侵害を防止するための十分な措置をとることを求めた。

## 2. 自由権規約委員会の見解 (views) の効力

委員会の最終的判断としての見解については、その法的拘束力を積極的に認める意見、それを否定する意見、そして法的拘束力は否定するが間接的効力を認める意見が、様々な側面から示されている。

第1に、法的拘束力を肯定する意見によれば、国際人権機関による見解の法的効力は、その設置根拠となる条約の規範性と当該条約機関の法的性格によって決定される。自由権規約、社会権規約、国際労働機関憲章などは、それ自体が

法的効力を有する国際文書であり、締約国は批准という法律行為を通して条約の拘束力を受け入れて誠実に履行することを約束しているため、締約国は条約上の人権を保障すると同時に、人権侵害を防止し、侵害行為に対する賠償などの適切な措置をとる法的義務がある<sup>35)</sup>。従って、条約の枠組下で設置された履行監視機関の判断は、当該条約の最終的な解釈として、これを尊重し、遵守しなければならないのである。

第2に、人権条約の国内実施は、規約締約国の意思によるものであるとし、規約委員会の見解の法的拘束力を否定する意見がある<sup>36)</sup>。鄭雲章は、委員会が当該国と通報者に対して見解を表明することで個人通報の処理は終了するとし、「通報の審理は非司法機関に委任され、かつ司法的手続きに関連する保障がないまま、限定された調査によって行われる限り、審理結果の処理は、論理的帰結として、見解または勧告の表明以上のものを期待しにくい。見解または勧告の効果が法的価値より政治的価値を持つ理由がここにある」とする<sup>37)</sup>。

第3に、締約国に対する法的拘束力は原則的に否定するが、見解の法的効力を間接的なものとして捉える見解がある。法的拘束力には及ばないが、「相当な説得力ある権威」(considerable persuasive authority)を持つ「規範的効力」(normative effect)を認める意見は、広く共有されている<sup>38)</sup>。これは、規約委員会の見解を自国憲法上の人権関連規定の正確な解釈に対する指針を提供するものとして捉え、その実効性を担保しようとする立場である。規約委員会は、「自由権規約選択議定書に基づく締約国の義務」と題する一般的意見33号で、「個人通報を検討するにあたっての委員会の機能は、それ自体が司法機関の機能ではないけれども、委員会の見解は、司法的決定のいくつかの重要な特徴を示すものである。見解は、委員会の公平性および独立性、規約の文言の考え抜かれた解釈、および結論の確定的な性格を含む、司法的な精神でもって得られる」<sup>39)</sup>とし、選択議定書に基づく委員会の見解は、規約自身に基づいて設置され、自ら規約の解釈に責任を負う機関による「権威ある決定」(an authoritative determination)であると性格づけた<sup>40)</sup>。

また、法的拘束力は否定するが、規約違反可否を判断する規約委員会の権限に基づく見解は、締約国の裁量権が認められる性質のものではなく司法的判断に準ずるとし、国際司法裁判所の勧告的意見に類似する効力を有するとの主張もある<sup>41)</sup>。

このように見解の法的拘束力をめぐって意見の一致は見られないが、これらの議論は共通して締約国の国内履行の必要性を肯定する。法的拘束力を想定されない国際人権機関の決定について、国家は何故配慮するのか。すでに述べた通り、拘束力の有無に関する議論とは別に、規約と規約委員会の権威に起因する「権威ある解釈」として、見解が果たす機能に注目する議論から、その答えの示唆を得られる。李根寛は、法的拘束力が否定されても、一定の条件を充足させれば、締約国は信義則上 (in good faith) 規約委員会による見解を考慮・尊重する最小限の義務を負うと論ずる<sup>42)</sup>。つまり、規約委員会の見解に形式的に法的拘束力が認められない場合でも、規約委員会の見解が有する法的影響力または含意を全面的に無視する解釈は許されない<sup>43)</sup>。この義務はあくまでも消極的性質のものとして捉えられるが、こうした解釈により規約委員会の見解に実効性を与えようとするのである<sup>44)</sup>。一方、法的拘束力が欠如しているにもかかわらず、その国内実施の理論的根拠を規範的効力から導き出そうとすることは、結果的に拘束力を肯定することになるため、矛盾するとの指摘もある<sup>45)</sup>。

では、国内裁判所はどのような立場を示しているのか。人権条約実施機関が行った人権条約の解釈または適用の結果を国内裁判所がどのように受けとめるかは、個人通報制度の履行において重要な論点である<sup>46)</sup>。個人通報制度の採用を勧告されている日本においても、司法の独立は個人通報制度の導入という選択をとらない理由とされている。規約委員会による規約違反の認定は司法の独立を脅かす恐れがあり、同議定書第5条2項(b)で個人通報の受理要件として国内的救済の完了が求められているため、国内で確定された判決における規約の解釈が覆されることが最も危惧されているのである<sup>47)</sup>。

韓国の国内裁判所は、国際人権規約を含む人権条約をどのように受け容れる

かについて、極めて消極的な態度を示してきた<sup>48)</sup>。下級審で人権機関の見解の援用に肯定的な判例が出されたこともあるが、これに対する裁判所の対応は一貫して懐疑的である。国家保安法の違反が争われた事件で、大田地方裁判所は、「委員会は、自由権規約に基づき、パク・テフン事件〔通報番号628/1995〕およびキム・グンテ事件〔通報番号574/1994〕の国家保安法違反事件を受理・審理した結果、彼らに同法違反の罪を適用し処罰することは、いずれも自由権規約第19条に基づく表現の自由およびその制限に関する規定に違反する旨の見解を採択し、韓国政府に通知するとともに、特にこのような判決を下した司法府に対しても委員会の見解を通知することを求めた。〔中略〕大韓民国は、具体的なこれらの事件について人権理事会〔原文ママ〕の決定に従う措置をとる国際法上の義務を負うことはもちろん、司法府を含む国家機関は同法に関する人権理事会の見解を可能な限り受け容れることが望ましいと言えよう。このような国際法尊重の立場から国内法を解釈・適用することは、……究極的には国内判決による国内法の実現がまさに国際法の実現であり、……従って委員会の決定がある以上、今後、国家保安法の解釈・適用にあたり、以前の……人権理事会〔原文ママ〕の決定および解釈基準を深く考慮し、……（国家保安法規定の）反国家活動性および利敵目的性を判断しなければならない」と判示した<sup>49)</sup>。残念ながら、この判例は控訴審で破棄されたが<sup>50)</sup>、国内における国際的人権保護の実現のための道筋として委員会の見解を捉える解釈は適切であろう。

国内裁判所は、見解の法的拘束力の欠如を理由に、国際的人権規範の国内的影響力のみならず、侵害された人権の救済可能性をも遮断している。通報番号518/1992<sup>51)</sup>の見解を受けて提起された国家賠償請求事件において、第1審判決は、「規約第19条2項にいう表現の自由についての権利の侵害であり、被告は原告に金銭賠償を含む適切な救済措置を提供する義務があると判定していたとしても、本裁判所がその判断に帰属されるものではない<sup>52)</sup>」とし、原告の主張を退けた。第2審判決は「人権理事会の見解は、いわば勧告事項であり、これに対する法的拘束力を認める根拠はない」とし、見解の法的拘束力を明示的に否定

する<sup>53)</sup>。これを受けて大法院は、「自由権規約第2条3項は、上記の規約で認められる権利または自由を侵害された個人が、効果的な救済措置を受けられる法的制度などを確保することを締約国相互間の国際法上の義務として規定しているものであり、国家を相手取った損害賠償など救済措置は国家賠償法などの国内法に基づき請求できるものであるため、この規定によって別途個人が同国際規約の締約国に対して損害賠償などの救済措置を請求できる特別な権利が創設されたものではない」と解釈し<sup>54)</sup>、自由権規約の第2条3項の直接適用可能性を否定している<sup>55)</sup>。これについては、裁判所が個人の権利義務の創設という基準で規約第2条3項の自己執行性を否定する判断をすることは適切ではないとの批判もある<sup>56)</sup>。また、国家間関係ではなく個人の権利を定める自由権規約において、効果的な救済措置を受けられる法的制度などを確保することを、締約国相互間の義務としてのみ捉えることは、極めて制限的な解釈である<sup>57)</sup>。

以上の検討から、一般的意見や見解を尊重しない国内裁判所の判断が根拠としているのは、法的拘束力の欠如であることが分かる。このような国内裁判所の判断からは、国際的な人権基準を国内で実現することの含意や、規約委員会が自らの見解に対して築き上げてきた権威ある勧告の地位に対する理解も一切見られない。

### Ⅲ. 「見解」の国内実施のための実践的課題

#### 1. 国内履行のための救済措置と国内法の実務的課題

##### (1) 損害に対する金銭賠償

規約委員会の規約違反の認定とそれにとまなう金銭補償の勧告がある場合、通報者は国内法の手続きに従って賠償金の支給を請求することになる。国家に対する公権力の違法な行使による損害賠償は国家賠償法によって処理されるが、個人通報事案をこれと同様に処理するには限界がある。国家賠償責任の成立には違法な職務の行使、関係公務員の故意もしくは過失の認定が必要となるが、

国内裁判の判決そのものがこれらの要件を満たすと判断することはできないからである<sup>58)</sup>。

このような制約を考慮した救済手段として、行政府内に「賠償委員会」を設置することが提案されている<sup>59)</sup>。賠償委員会の設置は、国内法体系との衝突を回避すると同時に規約委員会の見解を尊重する効果が期待できるが、この場合でも判決の確定力は維持され、賠償は恩恵的な性質のものになる。規約委員会の見解が被害者に対する損害賠償または名誉回復など民事上の救済をその内容とする場合、その見解に基づいて権利救済を受けられる新たな手続きを用意することが望ましいと考える<sup>60)</sup>。

## (2) 国内判決の無効化

判決の既判力を否定することができれば、国家賠償の認定など救済措置を講ずることは容易になる。国内裁判所による判決を無効にするためには、確定判決に対する救済として再審制度や非常上告が用いられる<sup>61)</sup>。韓国の個人通報事案はその殆どが刑事事案であることから、問題となるのは刑事訴訟法関連条項である。関連条文を改正して委員会の見解を再審請求の事由に入れることが考えられるが、このような主張はあまり見受けられない。しかし、委員会の見解を受けて国内裁判所が当該事案を再度審理することの意義を強調し、「特別再審」手続きの採用を主張する意見がある<sup>62)</sup>。また、委員会による規約違反の判断があり、かつその理由が関連法令の規約違反によるものである場合には、検察総長の非常上告を可能にすべきとの主張もある<sup>63)</sup>。

その他、韓国憲法第79条の大統領による赦免権の行使を以て、問題を解決しようとする意見もある<sup>64)</sup>。赦免措置を行うことで再審手続き開始の困難や審理の厳格さを避けることはできるが、赦免権はあくまでも司法権行使の効果が行政的措置により変更されるに過ぎず、既判力が否定されるわけではないことに留意すべきである。

現行刑事訴訟法上の再審事由は、判決の確定後に新しい事実ないし新しい証

拠が発見された場合と、判決手続上の重大な瑕疵が存在する場合の二つに分類できる。同法第420条の七つの事由のうち、5号を除くほかは虚偽証拠による再審事由を定めるものであるため、規約委員会の見解について適用が問題となりうるのは、同条5号の「明白な証拠が新しく発見された場合」である<sup>65)</sup>。これについては解釈上議論の余地はあるが、現行法の解釈では条約機関による決定を「新証拠」として見なすことは難しいと思われる。大法院は新証拠について、「〔刑事訴訟法第420条5号が定める〕ここで『明白な証拠が新しく発見された時』とは、確定判決の訴訟手続で発見することができなかったか、発見した場合でも提出または尋問できなかった証拠として、その証拠の価値が他の証拠に比べて客観的な優位性を認められるものを言い、裁判官の自由心証によって証拠価値が左右されるような証拠はこれに該当しない」と解釈するため、見解がこれに当てはまるとすることは困難である<sup>66)</sup>。

規約委員会の見解がある場合、原判決に対する再審手続の開始や、規約委員会の解釈を尊重した審理を行うように履行法律を制定することができれば、救済措置の実効性は格段に高まる<sup>67)</sup>。国内判決の無効化が救済の実質化を図る上で主要な手段であることは言うまでもないが、規約委員会の見解を再審理由にする関連法令の改正を受け入れることは三審制の上にもう一つの審級を設けることになりかねないとの指摘もあり<sup>68)</sup>、司法府は委員会の見解が国内裁判所の判決と異なる場合、確定された国内判決を再審に付すことは裁判所の権威を損なう恐れがあることを危惧する<sup>69)</sup>。結局のところ、そこには再審請求で裁判所が有罪判決を覆す可能性は極めて低いとの判断がある。再審を許容することは、既判力の原則と法的安全性という法の理念を損なう恐れがあることは否めず、また再審請求が開始されても「開かずの扉」となるようでは実効的な救済にならないことは言うまでもない。人権条約の関連条文を積極的に解釈しようとする姿勢に欠けている国内裁判所が、規約委員会の解釈を尊重した審理を行うことができなければ、ますます国内裁判所の判断と規約委員会の結論は乖離していくだろう。

### (3) 没収物の返還と法的根拠

通報番号926/2000の見解では、絵画の原状回復と返還が求められた<sup>70)</sup>。2000年、特別赦免によって通報者の刑の宣告は失効したが、没収物の返還は行われなかった。公安事件の没収物等の処分を規定する検察押収物事務規則第38条によれば、国家保安法違反事件の没収物および国家保安法第15条2項の規定により国庫に帰属された押収物に関しては、国家情報院長に通報し、国家情報院長の送付要請がある場合にはこれを引き渡す。国家情報院長の要請がない場合、没収物は無価値と見なされ、廃棄処分しなければならない（同規則第29条）。このように、現行法の下では違法な没収手続きによる無効もしくは取消以外で没収物の返還は行われない。法務部は、現行法上没収物を所有主に返還できる方法はないとし、没収物を返還しない旨を明らかにした<sup>71)</sup>。2004年4月、検察は「当該絵画は大法院の確定判決により利敵表現物として判断されたため、当該絵画を見せる行為そのものが国家保安法上の利敵表現物の頒布の罪に該当する。この絵は大法院の確定判決に基づき没収され、国庫に帰属されているため、原作者に処分権はない」とし、通報者による閲覧謄写の申請を認めなかった。同年10月の国政監査で検察総長は、規約委員会の決定を尊重すべきとしつつも、「国内法体系をも考慮しなければならない」とし、返還に関する立場に変更はなかった<sup>72)</sup>。このように没収物の返還に関しても履行法の制定により原状回復の法的根拠を整備する必要がある。

### (4) 仮保全措置とその法的根拠

仮保全措置について自由権規約の選択議定書は関連規定を置いていないが、手続規則第86条で委員会は仮保全措置に関する意見を表明する権限を持つことができると規定しており<sup>73)</sup>、規約委員会は個人通報制度の中でその通知を行っている。暫定措置または仮保全措置は、国際人権規約が保障する人権保護のために規約委員会が最終の見解を採択する前に緊急かつ差し迫った事情があり、また回復不能な損害（irreparable damage）を事前に解消することを目的とす

る<sup>74)</sup>。しかし、仮保全措置の実効性を法的拘束力に結び付ける考え方は取りづらい面があるため、その遵守の確保に特有の困難を抱えている。個人通報制度には本案に対する委員会の見解でさえ、法的拘束力という面だけからみると、形式的には勧告的効力しか持たないからである<sup>75)</sup>。

規約委員会は、実際に公正な裁判を受けられないまま死刑を宣告されて通報を行った場合の死刑執行停止、通報者の国外追放や引渡し of 事例において仮保全措置をとっている<sup>76)</sup>。これまで韓国でも死刑宣告を受けて通報を行った事案<sup>77)</sup>や、海外追放に関連する事案<sup>78)</sup>で個人通報が出されたことがあり、今後、仮保全措置がとられる事案が増加する可能性は十分にある。

## 2. 人権条約の国内実施のための履行法制定をめぐる議論

規約委員会による見解が権利侵害を認定した場合でも、現行の法制のままでは十分な履行を望めない場合がある。すでに検討したように、国内で確定した判決の無効化、損害賠償、原状回復などの救済を実現するためには、別度の手続が必要となる。規約委員会も履行法律の制定を勧告しているが<sup>79)</sup>、このような国家実行はあまり見られないのが現状である。

韓国国内においても個人通報者に対する実効的な救済手段を講ずるために、国内履行のための、包括的な立法の必要性が検討されている<sup>80)</sup>。2003年、国家人権委員会は個人通報制度に基づく国内救済手続のための特別法制定を勧告する旨の委員会決定を出した。そこでは、政府の人権侵害の事実が認められた場合でも国内履行のための法的根拠がないことから、実質的な人権侵害の被害をこうむった国民が賠償などの効果的救済を受けることができない現実を踏まえて、「政府は国際条約の締約国として履行の義務を果たさなければならず、慈悲的な政府政策ではなく個人に対する実質的な救済手段となるよう特別法を制定する」<sup>81)</sup>ことが勧告されている。

しかしながら、国際人権条約の国内実施のための新たな履行法の制定や関連する手続法の改正には、慎重論も根強い。李根寛は、履行法の制定などを通じ

てこの問題の「抜本的解決」を試みたとしても、既判力の原則との衝突など理論的課題が残るとし、慎重な検討を呼びかける<sup>82)</sup>。司法府も、国内裁判所の権威を損なう、規約委員会の優越性と無誤謬性を認める、といった誤解の恐れがあるとし<sup>83)</sup>、別途の検討手続きをとることなく委員会の見解を受け容れるような立法には難色を示す。

規約委員会による見解は、行政・司法的権利救済だけでなく、法令の改正など立法的側面から不合理な制度の改善など、政策的判断までを求めている。このような履行措置は個別具体的な事案ごとに行われるものであるが、それは短絡的に行われるべきではない。現行法秩序との衝突を回避するように自由権委員会の見解に対応できる履行法の制定は、最も実効性が期待できる選択肢であろう。問題は、いかにこれを規定するかである。国内法体系における規約委員会による見解の法的位置づけを明示する手法、あるいは、国内履行に関する専門委員会または関係省庁の調整責任を規定する手法などが考えられる<sup>84)</sup>。条約機関の決定の効力を一律に定めるのではなく、見解を検討して可能な措置をとるための法的根拠を含めて、具体的な救済手続き規定を置くことが望ましい。

#### IV むすびに代えて

人権条約が定める国際的人権基準の実現は、最終的に国家が如何にそれを受けとめ、国内で実行するかにかかっている。残念ながら、国際人権条約が韓国国内においてその意義を発揮し、国際的人権基準が国内的に確立する段階には未だに至っていないとは言えない。個人通報の利用により、国際的人権基準への歩み寄りはあるのか。これまで検討した自由権規約委員会による見解の場合、その国内実施の状況は、国際社会の人権保護の要請に対する多くの課題を抱えたまま、積極的に評価できる実行は殆ど見られない。

国内実施の状況については、個人通報の対象となった法の改正や制度の変更が一部見られるが、通報者に対する救済措置が具体的に施された事例は殆ど見

当たらない。たとえば、通報番号518/1992<sup>85)</sup>で規約違反が認定された労働争議調停法第13条ノ2の第三者介入禁止条項は、1996年12月同法の廃止とともに削除された。「労働組合および労働関係調整法」第40条の労働関係支援条項も、国際基準に合う法制度を構築し労使の自律性を強化することを理由に2006年に削除された<sup>86)</sup>。通報番号878/1999<sup>87)</sup>では、1980年改正の行刑法に基づく思想転向制度が遵法誓約制度に変更された。この制度については憲法裁判所による合憲判断が下されたが<sup>88)</sup>、法務部は2003年7月31日「仮釈放審査等に関する規則」の改正により、制度を完全に廃止した<sup>89)</sup>。これらは、実際に間接的影響はあるものの、いずれも見解を受けた文脈で行われた救済措置ではない。また、見解に対する翻訳および配布などの公開についても、改善の余地はある<sup>90)</sup>。

では、ここ数年間最も多くの個人通報件数が申請されている良心的兵役拒否問題、そして国家保安法と表現の自由の侵害に関する問題に進展は見られるのか。第1に、良心的兵役拒否に対して、司法府はこれを認めない姿勢を崩さない。2004年、ソウル地方裁判所が良心的兵役拒否で起訴されたエホバの証人信徒3名に対し無罪を宣告したことで韓国社会に波紋が広がった<sup>91)</sup>。しかし、大法院は、同年7月、憲法上の基本権の行使は憲法的価値と国家の法秩序を脅かさない範囲内で行われるべきであるとし、11対1で有罪判決を下した<sup>92)</sup>。憲法裁判所は、「良心の自由は極めて重要な基本権であるが、法秩序に対する服従を拒否できる権利ではなく、国家共同体が甘受できる範囲内で良心を保護してくれることを国家に要求する権利である」とし、兵役法に対して合憲決定を出した<sup>93)</sup>。また、現段階において代替服務の導入は困難であるとする立法者の判断は、著しく不合理でも明確な間違いでもないとしながらも、「立法者は良心の自由と国家安保という法益の葛藤関係を解消し、両法益が共存できる方案はあるのか、国家安保という公益の実現を確保しながらも兵役拒否者の良心を保護する代案はあるのか、そして韓国社会が良心的兵役拒否者に対して理解と寛容を見せるほどに成熟したのかどうかを真摯に検討しなければならない」とし、立法者に対して適切な措置の検討を促した<sup>94)</sup>。これを受けて、2007年9月、代替

服務制度の導入が政府レベルで積極的に検討され、兵役法の改正案が数回にわたり国会で発議されたことで状況の改善が見込まれたが<sup>95)</sup>、国民のコンセンサスを得られていないことを理由に代替服務制度の導入は見送られた<sup>96)</sup>。

第1回および第2回UPRにおいて、韓国は良心的兵役拒否権の認定と代替服務制度を速やかに導入するよう勧告を受けている<sup>97)</sup>。しかし韓国政府は、安全保障上の特殊な現実に鑑み、代替服務制度を前提とする良心的兵役拒否は認めることができないと言う<sup>98)</sup>。近い将来この問題が解決される見通しは立たないが、このような国際社会の要請や規約委員会による見解の蓄積が国民のコンセンサス形成に及ぼす影響は大きいと思われる。

第2に、自由権規約上の人権侵害、特に表現の自由の侵害が繰り返し指摘されている国家保安法の問題は、個人通報の審理における韓国政府の対応の問題点を浮き彫りにする。1948年の法制定当時からすでに国家保安法の重大な人権侵害の可能性は指摘されており、その後もその人権侵害の実態は、同法の廃止をめぐる論争を度々巻き起こしていた<sup>99)</sup>。国家人権委員会も国家保安法の濫用実態と法改正における手続的正当性の欠如を指摘し、この法律の廃止を勧告した<sup>100)</sup>。しかし、国家保安法の違憲性が問われた際に、憲法裁判所は、国家の存立・安全を脅かし、自由民主的基本秩序に害悪を及ぼす明確な危険がある場合にのみ適当されるとの解釈を維持した<sup>101)</sup>。規約委員会もまた、国家保安法の段階的廃止を勧告してきたが、韓国政府は南北分断の現実から「特殊な歴史的背景および安全保障の状況」を理由に国家保安法は必要であるとの立場を繰り返している<sup>102)</sup>。

表現の自由との関連で提起された個人通報事案でも韓国政府は一貫して規約が認める権利の正当な制約であると主張する。規約第19条1項及び2項の権利は3項によって制限されうるが、そのような制約が認められる事由として、「他の者の権利または信用の尊重、国の安全、公の秩序、公衆の健康もしくは道徳の保護」が挙げられている。韓国政府は、権利侵害を正当化する論理の根拠を、「国家安全保障と公共秩序」に求めている<sup>103)</sup>。通報番号628/1995で韓国政府は、

「通報者が有罪宣告を受けたことは、裁判所が規約の適用を故意に排除したわけではなく、韓国の安全保障状況を考慮する際に、規約に定められた個人の特定の権利よりも国家保安法の規定を優先することは不可避であった」<sup>104)</sup>とする。これに対して、規約委員会は規約上の義務より国内法の適用を優先することは規約に合致しないことを確認し、「安保状況」を理由にした正当化はできないと結論付けた。さらに規約委員会は、韓国政府による主張が「通報者の表現の自由の行使がもたらすと主張される威嚇の正確な性格 (precise nature) を特定できなかった」と指摘しており、このような指摘は、他の事案においても繰り返されている<sup>105)</sup>。

民主主義の礎石ともいえる表現の自由に対する制約を、「北朝鮮による脅威」<sup>106)</sup>を自明の前提とした論理をもって展開する韓国政府の主張は、その正当性について十分な立証を行っておらず、規約委員会の認識とはかけ離れていると言わざるを得ない。同法をめぐる韓国の立証が国際的な場において説得力を欠く状況が今後も続くことになれば、韓国の国際法に対する理解度と姿勢が国際的場で厳しく問われることになるだろう。

最後に、国内法体系における国際法の浸透という観点から見ると、主要な人権条約の締約国として、韓国は国際的な人権基準の受容に適切に対応しているのだろうか。見解の法的拘束力の欠如を理由に国内履行に消極的な姿勢に批判が集中するなか、国内実施のために履行法の制定が主張されている。これを受けて、2012年から実施されている第2次国家人権政策基本計画は、人権規約の国内実施を主要課題として設定し、国際人権規範の国内履行のための法的根拠および手続きを規定した「国家人権政策基本法 (仮称)」の制定を検討している<sup>107)</sup>。国際的にも立法例が極端に少ないことや、司法の独立を阻害する恐れを払拭できないとの懸念が法制定に踏み出せない要因となっている。実務レベルでは、損害賠償金の支給、見解の公表 (官報掲載)、押収物の返還、仮保全措置などの根拠規定を置くことが必要であろう。その他の救済措置は、状況によって個別具体的な立法、行政、司法的な措置をとるほかない。

主権国家として国際的人権の基準をどのように受けとめていくのか、国家は国際・国内的局面から決断と調整を迫られる。韓国も例外ではない。これまでの個人通報の事案は規約の一部規定に集中していたが、今後、他の権利に対する侵害が個人通報を通じて争われる可能性はますます高まると思われる。自由規約委員会の見解の国内実施には、いまだ多くの課題が存在することもまた否定できない。憲法裁判所をはじめとする国内裁判所が、国際的人権基準を踏まえながら、できる限りそれを尊重する方向で条約と国内法を解釈・適用する姿勢を持つことで、違反が認定される状態を生み出さないことが何よりも重要である。そのためには、立法的努力のみならず、国内人権機関の独立性の確保<sup>108)</sup>、法曹に対する国際人権教育の強化<sup>109)</sup>などが総合的に進められなければならない。国際人権法に対する懐疑主義<sup>110)</sup>の蔓延が懸念されている今こそ、国際的人権の尊重は国内履行なしでは意味をなさないことをあらためて喚起し、国内法体系との調和をはかるべく、調整を模索する努力を重ねることが必要であろう。

※この論文は、亀田健二先生、深井麗雄先生、孝忠延夫先生のご退職を記念し、尊敬と感謝の念をもってお捧げするものである。今後とも先生方のますますのご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

## 参考文献

- 김선택 (キム・ソンテク) 「韓国の良心的兵役拒否者に対する代替服務の認定可否に関する理論的・実証的研究」 国家人権委員会人権状況実態報告書、2002年
- 김성준 (キム・ソンジュン) 「国際人権法小考」 『法曹』 第36巻4号、1987年
- 김태천 (金泰川) 「国際人権規約の個人請願制度— その実効性確保のためのいくつかの提案—」 『国際人権法』 第2号、1998年
- 김태천 (金泰川) 「個人通報制度に基づく国内的救済方案— 自由権規約委員会の見解を中心に—」 『法曹』 第615号、2007年
- 나달숙 (ナ・ダルスク) 「良心的兵役拒否と代替服務— 憲法裁判所2004.8.26.2002憲가1 決定を中心に—」 『人権と正義』 第329号、2006年
- 박찬운 (朴燦運) 「自由権規約委員会の個人通報制度決定の国内的履行のための方案小考」 『ジ

ジャスティス』第103号、2008年

**박찬운** (朴燦運) 『人權法 (改正版)』 **한울 아카데미**, 2011年

**박찬운** (朴燦運) 「良心的兵役拒否」『ジャスティス』第141号、2014年

**안경환, 장복희** (安・キョンファン、張福姬) 『良心的兵役拒否』 **사람생각**, 2000年

**오미영** (吳美英) 「韓国の国内裁判における国際人權」 芹田健太郎ほか編 『国際人權法の国内の実施』 信山社、2011年

**유남석** (ユ・ナムソク) 「『市民的および政治的に権利に関する国際規約』の直接適用可能性 — 大法院1999.3.26. 宣告96ダ55877判決 —」 『判例実務研究』 第3号、1999年

**이근관** (李根寬) 「国際人權規約上の個人通報制度と韓国の実行」 『国際人權法』 第3号、2000年

**이근관** (李根寬) 「自由権規約委員会の見解 (view) の規範的効力に関する考察」 『ソウル国際法研究』 第13巻1号、2006年

**이근관** (李根寬) 「自由権規約委員会の見解の国内的履行方案に関する考察」 UN個人通報決定の国内履行方案公聴会資料、2007年

**임진원** (イム・ジンウォン) 「UN人權理事会決定の国内執行方法に関する小考」 『公益と人權』 第1巻2号、2004年

**장복희** (張福姬) 「良心的兵役拒否に関する国際事例と良心の自由」 『憲法学研究』 第12巻5号、2006年

**정경수** (ジョン・ギョンス) 「国際人權法の国内適用に関する批判的分析」 『民主法学』 第17号、2000年

**정경수** (ジョン・ギョンス) 「韓国関連個人通報事件と市民的・政治的権利規約第19条」 『ソウル国際法研究』 第13巻1号、2006年

**정운장** (鄭雲章) 「国際人權規約の特色と問題点」 『国際法学会論叢』 第18巻1号、1973年

**정인섭** (鄭印燮) 『国際人權規約と個人通報制度』 **사람생각**, 2000年

**조용환** (趙庸煥) 「国際法に照らしてみた第三者介入禁止規定の効力」 『民主社会のための弁論』 第5号、1995年

**차지훈** (チャ・ジフン) 「国際人權法の司法的活動を中心に」 国家人權委員会シンポジウム論文集 「国際人權法の国内履行における問題点および代案」 2004年

**채형복** (蔡炯福) 「良心的兵役拒否、權利なのか、逃避なのか」 『慶北大学法学論考』 第40集、2012年

岩沢雄司 『条約の国内適用可能性』 有斐閣、1985年

坂元茂樹 「個人通報制度における仮保全措置 — 自由権規約委員会の実行をめぐる —」 『神戸法学雑誌』 第53巻4号、2004年

韓国における国際人権法の国内実施（権）

- 坂元茂樹「日本の裁判所における国際人権規約の解釈適用——一般的意見と見解の法的地位をめぐって——」芹田健太郎ほか編『国際人権法の国内的实施』信山社、2011年
- 申恵丰『人権条約の現代的展開』信山社、2009年
- 朴洪圭、戸塚悦朗「国際人権（自由権）規約国内的实施——韓日比較——」『国際協力論集』第10巻1号、2002年
- 棟居快行「国際人権規約の私人間適用」『国際人権』第14号、2003年
- 村上博巳「裁判の誤判と国家賠償責任」『中京法學』第28巻1号、1993年
- Takemura Hitomi, *International Human Right to Conscientious Objection to Military Service and Individual Duties to Disobey Manifestly Illegal Orders*, Springer Science & Business Media, 2008.
- Özgür Heval Çınar, *Conscientious Objection to Military Service in International Human Rights Law*, Palgrave Macmillan, 2013.
- [政府報告書および刊行物]
- 韓国法務部『人権尊重の法秩序』韓国法務部、2004年
- 韓国法務部「国際人権規約上個人通報の国内救済方案」韓国法務部、2005年
- 国家人権委員会「国家保安法の適用における人権の実態」2003年
- 国家人権委員会「年間報告書2004年版」2004年
- 国家人権政策協議会「国家人権政策基本計画2010年履行状況」2011年
- 国家人権政策協議会「国家人権政策基本計画2012年度履行状況」2013年
- 国家人権政策協議会「国家人権政策基本計画2013年度履行状況」2014年
- 国家人権政策協議会「第2回UN国家別定例人権検討（UPR）勧告履行、市民社会政策提案に対する政府意見」2014年

注

- 1) 申恵丰『人権条約の現代的展開』（信山社、2009年）59-60頁。
- 2) The International Covenant on Civil and Political Rights and Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights, G. A. Res. 2200A, 21 U.N. GAOR, Supp. (No.16) 49, 49-60, U.N. Doc. A/6316 (1966).
- 3) 2014年3月現在、自由権規約委員会の見解が出されたのは1,008件（違反の認定が850件、違反が認められなかった事案が158件）ある。通報件数が多い国は、カナダ（191件）、ジャマイカ（177件）、ベラルーシ（157件）、オーストラリア（145件）、韓国（128件）、スペイン（119件）、オランダ（104件）である。Statistical survey of individual complaints dealt with by the Human Rights Committee under the Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights, available at <http://www.ohchr.org/EN/>

HRBodies/CCPR/Pages/CCPRIndex.aspx.

- 4) Communication No.2179/2012, CCPR/C/112/D/2179/2012.
- 5) *Ibid.*, para. 10.
- 6) General Comment 31, CCPR/C/21/Rev.1/Add.13, Nature of the General Legal Obligation Imposed on States Parties to the Covenant, 26 May 2004.
- 7) 韓国憲法第6条1項は、「憲法に基づいて締結・交付された条約と一般的に承認された国際法規は国内法と同等の効力を有する」と規定する。
- 8) 憲法裁判所2001.4.26, 99憲ガ13決定。
- 9) 李根寛「自由権規約委員会の見解の国内的履行方案に関する考察」UN 個人通報決定の国内履行方案公聴会資料 (2007年) 36頁。
- 10) 棟居快行「国際人権規約の私人間適用」『国際人権』第14号 (2003年) 48頁。
- 11) 坂元茂樹「日本の裁判所における国際人権規約の解釈適用——一般的意見と見解の法的地位をめぐる——」芹田健太郎ほか編『国際人権法の国内的実施』(信山社、2011年) 51-52頁。
- 12) 現行法律第11042号 (2012年7月1日施行)。国家保安法の違反事件の中でも同法第7条関連の事件が全体の9割を占めており、個人通報でも権利侵害が争われる対象となっている (国家人権委員会報告書「国家保安法の適用における人権の実態」2003年、106-107頁)。
- 13) ナ・ダルスク「良心的兵役拒否と代替服務と市民的・政2004.8.26.2002憲ガ1決定を中心に」『人権と正義』第329号 (2006年) 138頁。良心的兵役拒否者の人権については、次の文献を参照されたい。アン・キョンファン、張福姫『良心的兵役拒否』(사람생각、2000年)；張福姫「良心的兵役拒否に関する国際事例と良心の自由」『憲法学研究』第12巻5号 (2006年)；蔡炯福「良心的兵役拒否、権利なのか、逃避なのか」『慶北大学法学論考』第40集 (2012年)；朴燦運「良心的兵役拒否」『ジャスティス』第141号 (2014年)；Takemura Hitomi, *International Human Right to Conscientious Objection to Military Service and Individual Duties to Disobey Manifestly Illegal Orders* (Springer Science & Business Media, 2008)；Özgür Heval Çınar, *Conscientious Objection to Military Service in International Human Rights Law* (Palgrave Macmillan, 2013)。
- 14) キム・ソンテク「韓国の良心的兵役拒否者に対する代替服務の認定可否に関する理論的・実証的研究」国家人権委員会人権状況実態報告書 (2002年) 2頁。
- 15) Fourth periodic reports of States parties due in 2010, Consideration of reports submitted by States parties under article 40 of the Covenant, CCPR/C/KOR/4, 19 August 2013, para. 271. 兵役拒否者に対する処罰件数の年度別内訳は、2005年828名、2006年781名、2007年571名、2008年370名、2009年728名、2010年721名である。

韓国における国際人権法の国内実施（権）

- 16) Communications Nos.1321/2004 and 1322/2004, CCPR/C/88/D/1321-1322/2004.
- 17) Communications Nos.1593 to 1603/2007, CCPR/C/98/D/1593-1603/2007.
- 18) Communication No.1786/2008, CCPR/C/106/D/1786/2008.
- 19) Communication No.2179/2012, *supra* note 5.
- 20) Communication No.518/1992, CCPR/C/54/D/518/1992.
- 21) Communication No.574/1994, CCPR/C/64/D/574/1994.
- 22) Communication No.628/1995, CCPR/C/64/D/628/1995.
- 23) 通報者は1989年12月22日一審裁判で有罪が確定したが、通報者の入隊により事案は軍事裁判所に移送された。1993年5月11日高等軍事裁判所は控訴を棄却し、1993年12月14日大法院も上訴を棄却した。
- 24) Communication No.693/1996, CCPR/C/78/D/693/1996.
- 25) Communication No.878/1999, CCPR/C/78/D/878/1999.
- 26) 通報者の控訴は、1986年5月31日ソウル高裁、1986年9月23日大法院で棄却された。憲法裁判所は1987年憲法改正によって設置されたため、通報者はこれを利用することができなかった。*Ibid.*, para. 2.4.
- 27) Communication No.926/2000, CCPR/C/80/D/926/2000.
- 28) ソウル地方裁判所1992.11.22.宣告89ゴダン7174判決、ソウル地方裁判所1994.11.16.宣告93ノ7620判決。
- 29) 大法院は、利敵性の判断について「作品の上段部分は北朝鮮を描いたものであり、統一を阻害する要素が存在しない、平和で豊かな風景を描くことで北朝鮮を称賛している。作品の下段はアメリカ帝国主義と独裁権力、買収資本など統一を阻害する勢力が溢れる韓国を描いたものであり、農民に象徴される民衆など被支配階級が38度線をシャベルで取り除くようにこれらを排除することで、統一に繋がる内容を描いたものである」とし、作品全体を一体的に判断するのではなく、作品を上段と下段とに分けて判断した。また、「①『田植え』は民族美術協議会主催の『統一展』に出展された作品であり、統一の阻害要素とされるアメリカ、日本などの外勢、軍事独裁政権、資本家階級を排除しなければならないというメッセージを民衆に知らしめるために制作された、②「民衆美術」は純粹美術ではなく、民族の課題に取り組むものであり、統一に対する意思を民衆に植え付け、民族意識を具体化する作品を創作することに目的がある。同作品の制作当時、韓国をアメリカ帝国主義の植民地とみなし、民衆政権の樹立を目指す『主体思想』の拡散、北朝鮮との連邦制統一の主張がなされていた状況だった」とし、反国家団体である北朝鮮の活動に同調する積極的かつ攻撃的表現物として旧国家保安法第7条5項の利敵表現物に該当すると判断した（大法院1998.3.13.宣告95ド117判決）。

- 30) Communication No.1119/2002, CCPR/C/84/D/1119/2002.
- 31) *Ibid.*, para. 7.2.
- 32) Communication No.644/1995, CCPR/C/66/D/644/1995.
- 33) Communication No.968/2001, CCPR/C/84/D/968/2001.
- 34) Communication No.1908/2009, CCPR/C/110/D/1908/2009.
- 35) 趙庸煥「国際法に照らしてみた第三者介入禁止規定の効力」『民主社会のための弁論』第5号(1995年)181-182頁。
- 36) 鄭雲章「国際人権規約の特色と問題点」『国際法学会論叢』第18巻1号(1973年)168頁；キム・ソンジュン「国際人権法小考」『法曹』第36巻4号(1987年)97頁；金泰川「個人通報制度に基づく国内的救済方案—自由権規約委員会の見解を中心に—」『法曹』第615号(2007年)109-113頁。
- 37) 鄭雲章、前掲論文、175頁。
- 38) 李根寛「自由権規約委員会の見解 (view) の規範的効力に関する考察」『ソウル国際法研究』第13巻1号(2006年)26頁；ジョン・ギョンス「国際人権法の国内適用に関する批判的分析」『民主法学』第17号(2000年)164頁；ジョン・ギョンス「国際人権条約の国内履行の実態と増進方案」国家人権委員会主催シンポジウム「国際人権法の国内履行における問題点と代案」資料集(2004年)86頁；鄭印燮は、条約準備段階で見解に法的拘束力を与える意図はなかったことを指摘しながら、自由権規約の最も権威ある解釈機関は規約委員会であることから、見解は尊重しなければならないと論ずる(鄭印燮『国際人権規約と個人通報制度』(사람생각, 2000年)141-142頁、175-176頁)。
- 39) General Comment 33, CCPR/C/GC/33, 5 November 2008, para.11.
- 40) *Ibid.*, para. 13.
- 41) 朴燦運は、これを「準法的拘束力」と称する。朴燦運「自由権規約委員会の個人通報制度決定の国内的履行のための方案小考」『ジャスティス』第103号(2008年)222頁；朴燦運『人権法(改正版)』(한울아카데미, 2011年)190頁。
- 42) 李根寛(2007)、前掲注9、19頁。
- 43) 李根寛(2006)、前掲注38、26頁。また、「法的拘束力を備えていないとはいえ、法的または規範的効力ないし含意がゼロでない状態は、国際法上稀ではない」とする(李根寛「国際人権規約上の個人通報制度と韓国の実行」『国際人権法』第3号(2000年)61-62頁)。
- 44) 見解の受付や考慮自体を拒否したり、適切に考慮せずに無視したりすることは勿論、形式的考慮があっても通報者に対する救済にあたり、既に実効性がないことが明らかになった手続きに付すことは義務違反を構成する(李根寛(2000)、前掲注、61-62頁)。韓国が自由権規約委員会に提出した第2次定期報告書に対して、委員会は「既に同じ事件を審判し

韓国における国際人権法の国内実施（権）

た国内裁判所の手続きに戻すのではなく、締約国は、委員会の見解に対して直ちに効果を与えるべき」と指摘している（*Concluding Observations of the Human Rights Committee: Republic of Korea*, CCPR/C/79/Add. 114）。

- 45) 金泰川は、締約国が見解を履行するか否かは国家の憲法的決断によるとし、国家がなぜ国際法を遵守するのかという根本的な問いから人権条約の国内履行の規範的基礎を探る（金泰川（2007）、前掲注36、117-127頁参照）。
- 46) 韓国における国際法の国内的効力と効力順位に関しては、呉美英「韓国の国内裁判における国際人権」芹田健太郎ほか編『国際人権法の国内的実施』（信山社、2011年）233-249頁；権寧星『憲法学原論』（法文社、2008年）175頁参照。
- 47) 坂元茂樹、前掲注10、49-50頁。
- 48) 呉美英、前掲注46、248頁。
- 49) 大田地方裁判所1999. 4.1. 宣告98ゴ合532判決。
- 50) 大田高等裁判所1999. 11. 19. 宣告99ノ229判決。
- 51) *Supra* note 20.
- 52) ソウル地方裁判所95ガダン85632判決。
- 53) ソウル地方裁判所1996. 11. 15. 宣告96ナ27512判決。
- 54) 大法院1999.3.26. 宣告96ダ55877判決。
- 55) 韓国の国内裁判所は、人権条約の直接適用可能性について殆どの判決でこれを否定しており、この判例は明示的な判断は示さないものの、自由権規約全体の直接適用可能性についても否認した解釈であると評価されている（呉美英、前掲注46、239-240頁、247頁）。ユ・ナムソクは、この判例は、自由権規約第19条2項については直接適用できるという立場をとっているとす（ユ・ナムソク「『市民のおよび政治的に権利に関する国際規約』の直接適用可能性—大法院1999.3.26. 宣告96ダ55877判決—」『判例実務研究』第3号（1999年）225-228頁）。
- 56) 李根寛（2006）、前掲注38、16頁。
- 57) 李根寛（2006）、前掲注38、20頁；金泰川（2007）前掲注36、115-117頁。金泰川は、規約の直接適用可能性については、第2条2項および3項が定める締約国の一般義務としての法的拘束力と直接適用性は区別しなければならないとし、これらの条文に関してはその直接適用性を否定する。
- 58) 韓国国家賠償法第2条によれば、国または地方自治体の公権力の行使にあたる公務員がその職務を行う際に、他人に損害を加えたときは、国家は賠償責任を負う。個人通報の場合、裁判手続きを含む司法権の行使が同条の公権力の行使に含まれるか否かが問題となり、含まれるとすれば裁判官の行為の違法性と故意・過失の可否が問題となりうる。裁判官の

職務行為と国家賠償については、さしあたり、村上博巳「裁判の誤判と国家賠償責任」『中京法學』第28巻1号(1993年)1-27頁参照。

- 59) イム・ジンウォン「UN 人権理事会決定の国内執行方法に関する小考」『公益と人権』第1巻2号(2004年)101頁。
- 60) コロンビアは、1996年7月5日法律288号により自由権規約委員会のような国際機関が行った賠償判断が国内法上実現できるように規定している(ILA, Committee on International Human Rights Law and Practice, Berlin Conference Report, 2004, fn. 32.)。
- 61) 再審手続きについては、韓国民事訴訟法第451条および刑事訴訟法第420条がその事由を定めている。刑事訴訟法第441条の非常上告は、検事総長が刑事訴訟における確定判決について、その事件の審判が法令に違反したことを理由に、大法院にその違法の是正を求める申立てである。
- 62) イム・ジンウォン、前掲注59、101-105頁。特別再審手続きは、例えば、1995年に金泳三政権において成立した「民主化運動関連補償法」で採用されている。
- 63) チャ・ジフン「国際人権法の司法的活動を中心に」国家人権委員会シンポジウム論文集「国際人権法の国内履行における問題点および代案」(2004年)57頁。
- 64) 朴燦運(2008)、前掲注41、113頁。
- 65) 第420条5号は「有罪の宣告を受けた者に対して無罪または免訴を、刑の宣告または原判決が認めた罪より軽い刑を認める明白な証拠が新しく発見された場合」と規定されている。
- 66) 大法院2004.11.12. 宣告2004ド1852判決。
- 67) 国際機関の判断結果を再審理由に含めることで、通報者が国家を相手取った別途の訴訟を提起することなく、直ちに被害救済が可能となる根拠法律の制定が提案されている(鄭印燮、前掲注38、177頁)。
- 68) 金泰川は特別法の制定には賛成するが、特別再審制度を規定することには反対する。金泰川(2007)、前掲注36、137頁。
- 69) 韓国法務部「国際人権規約上個人通報の国内救済方案」2005年、24-25頁。
- 70) *Supra* note 27, para. 9.
- 71) *Ibid.*, para. 4.2.
- 72) 検察総長は、「大法院の有罪判決を基づき、廃棄処分の対象であるが、歴史的資料としての保存価値があるとの記録保存委員会の判断により倉庫に保管している」と述べた(2004年5月19日付け韓国日報)。国立現代美術館に政府がこの絵の管理を委託する案が進められていたことが、同年の文化観光委員会国政監査で明らかになったが、実現には至らなかった(2005年3月31日付京郷新聞「シン・ハクチョル作、モネギの運命は」)。
- 73) 手続規則第86条は「委員会は、関連締約国に対して通報に関する最終的意見を送付する

韓国における国際人権法の国内実施（権）

前に、権利が侵害されたと主張する者に対する回復不能な損害を回避するために仮保全措置が望ましいかどうかについての委員会の見解を当該国に通知することができる」とする。

- 74) 金泰川「国際人権規約の個人請願制度—その実効性確保のためのいくつかの提案」『国際人権法』第2号（1998年）155頁。
- 75) 2001年6月27日のラグラン事件判決で、ICJは初めて裁判所規程第41条に基づく仮保全命令に法的拘束力があることを明示的に認めた。See, *La Grand Case* (27 June 2001, Judgment), para. 109.
- 76) 個人通報制度における仮保全措置については、坂元茂樹「個人通報制度における仮保全措置—自由権規約委員会の実行をめぐる—」『神戸法学雑誌』第53巻4号（2004年）1-42頁参照。
- 77) *Supra* note 32. 但し、この事案では韓国政府の権利侵害が否定されている。
- 78) *Supra* note 34.
- 79) Human Rights Committee Annual Report to the U.N. General Assembly, UN.Doc. A/49/40, Vol.1, para 463.
- 80) 鄭印燮、前掲注38、177頁。
- 81) 国家人権委員会決定「国連人権規約個人通報制度に基づく国内救済手続のための特別法制定および拷問禁止条約第21条および第22条に対する受諾宣言に関する勧告」2003年12月8日。
- 82) 李根寛（2006）、前掲注38、24頁。
- 83) 法務部（2005）、前掲注69、22-23頁。
- 84) チェコの場合、法律517/2002は自由権規約委員会見解の国内的履行に関する調整責任を法務省が負うことを定めている（ILA, *supra* note 79.）
- 85) *Supra* note 20.
- 86) 韓国労働部「労働組合および労働関係調整法一部改正法案」2006年10月。第三者支援申告制度の廃止および罰則規定（第40条、第89条第1号）が削除された改正理由について、「現行制度では、労使当事者、労使の上級団体以外の第三者が行政官庁への申告なしに団体交渉または争議行為に関与したり、争議行為を操縦・扇動した場合、刑事処罰を受けることになる。これは労使の自律性を侵害し国際労働基準に反するという問題が発生するため、第三者支援申告制度を廃止し、また同処罰規定を削除する」と説明されている。
- 87) *Supra* note 25.
- 88) 憲法裁判所2002.4.25. 宣告98憲マ425・99憲マ170498決定。
- 89) 韓国法務部『人権尊重の法秩序』（韓国法務部、2004年）126頁。
- 90) 初期の4件は報道資料のみ配布されていたが、通報番号926/2000以降は見解の公式訳を

発刊し、官報に掲載するなどの措置をとっているが、すべての見解がこのような形態で公表されているわけではない。

- 91) ソウル地方裁判所南部支部2004.5.21. 2002ゴダン3940。裁判所は、「兵役を拒否した行為がまさに良心上の決定であり、良心的自由という憲法的保護の対象足り得ると十分に判断できる場合、これは兵役法の定める『正当な理由』に該当する」とし、「被告人はその誠実な良心上の決定により兵役義務を拒否した」と判断した。また、2002年1月29日、ソウル地方裁判所が「現行兵役法には良心的兵役拒否に対し何ら例外的規定を置かず、それを処罰することは基本権を保障する憲法規定に抵触する可能性がある」、「今や韓国においても良心的・宗教的兵役拒否者に対して憲法的に検討すべき時がきた」と判断したことの社会的反響は大きかった（ソウル地方裁判所南部支院2002.01.29. 2002초기 54違憲提請申請）。
- 92) 大法院2004.7.15. 宣告2004ㄴ2965判決。
- 93) 憲法裁判所2004.10.28. 2004憲바62決定。判決は合憲7名（多数意見）、違憲2名（反対意見）であった。
- 94) その後も違憲法律審判事件で憲法裁判所は、「国家保安および兵役義務の公平性という公益を実現しようとするものであり、立法目的の正当性と手段の適合性が認められる」とした。一方、少数意見では、「絶対的かつ真摯な良心の決定により、兵役義務を拒否した請求者に刑罰を科すことは人間の尊厳と価値を深刻に侵害する」とする限定違憲の見解が出された（憲法裁判所2011.8.30. 2007憲가12決定）。
- 95) 関連法案は、第17代国会2件、第18代国会2件、第19代国会1件が出された。
- 96) 2006年4月政府代表と法曹、宗教指導者などで構成される代替服務制度改善研究会が立ち上げられ、2007年9月、代替服務制度の導入が検討され始めたが、翌年実施された国民世論調査で良心的兵役拒否の代替服務に反対する意見が68.1%、法務部と国会が実施した世論調査（2011年）では54.1%に達した。これを根拠に国防部は、国民のコンセンサスが得られていないとし、制度の導入を保留した。国家人権政策協議会「国家人権政策基本計画2012年度履行状況」2013年9月、51頁。
- 97) 2008年第1回UPRでスロベニアは、良心的兵役拒否権を法律で認め、良心的兵役拒否者が公共部門の雇用において差別を受ける状況を改善することを求めた（Universal Periodic Review Report of the Working Group on the Universal Periodic Review Republic of Korea, 25 August 2008, A/HRC/8/40/Add.1）。また、第2回UPRでは、多くの理事国（フランス、ドイツ、ポーランド、スロバキア、アメリカ、オーストラリア）が速やかに良心的兵役拒否を認め、代替服務制度を導入することを促した（Universal Periodic Review Report of the Working Group on the Universal Periodic Review Republic of Korea, 12

December 2012, A/HRC/22/10)。

- 98) UPR 第2回韓国政府報告は「韓半島の特殊な安全保障上、今日、代替服務制度の導入にあたり発生しうる兵役資源の受給問題と兵役の公平性に関連する懐疑的社会世論を考慮し、宗教などの事由による入営・徴集拒否者に対して代替服務制度を導入することは困難である」とする。UN Human Rights Council, National report submitted in accordance with paragraph 5 of the annex to Human Rights Council resolution 16/21, UPR, Republic of Korea, 13 August 2012, A/HRC/WG.6/14/KOR/1, para.72. さらに、審査過程で韓国政府は、代替服務制度の導入の勧告を受け、兵役拒否者に対する代替服務の導入は、「今後、韓半島の安保状況が好転され、社会構成員の共感帯の形成を考慮しながら検討する予定である」という立場をとっている。国家人権政策協議会「第2回UN国家別定例人権検討（UPR）勧告履行、市民社会政策提案に対する政府意見」（以下、UPR 第2回政府報告に対する韓国政府意見）2014年10月、94-95頁。
- 99) 国家保安法の制定当時、制定予定の法案に対する廃棄案が出されたが、37対69で否決された。その後、1953年7月8日、刑法定案の審議の際に法制司法委員会が国家保安法廃止案を出したが、これも採択には至らなかった。南北首脳会談に関連して「相互尊重と信頼の南北関係への転換」に向けて法律、制度的整備に南北が合意したことを受けて、国家保安法の廃止をめぐる議論が再び浮上し、第16代国会および17代国会では「国家保安法廃止法律案」（2000年、2004年）および「国家保安法の一部改正法律案」（2001年、2005年）の発議があったが、いずれも成立には至っていない。
- 100) 国家人権委員会「年間報告書2004年版」2004年、185-188頁。
- 101) 憲法裁判所1997.1.16. 92憲バ6決定；憲法裁判所2002. 4. 25. 99憲バ2751決定。
- 102) UPR 第2回政府報告に対する韓国政府意見、92頁。国家人権政策基本計画は、国家保安法の濫用防止のために、「事案の重大さ、罪質、国家安保に及ぶ影響などを総合的に考慮し、慎重かつ厳格な解釈・適用により、国家保安法違反の疑いがある事案について起訴猶予などを積極的に検討すること」を課題として設定している（国家人権政策協議会「国家人権政策基本計画2010年履行状況」2011年、10頁；国家人権政策協議会「国家人権政策基本計画2013年度履行状況」2014年、9頁）。
- 103) その他、「国家の安全保障と公の秩序の侵害」（通報番号518/1992, *supra* note 20, para. 7.4.）、「自由民主的公共秩序に対する明らかな危険」（通報番号574/1994, *supra* note 21, para. 8.3.）、「民主体制の守護に対する脅威」（通報番号628/1995, *supra* note 22, para. 8.2.）、「国家の安全保障と民主の秩序の保護」（通報番号1119/2002, *supra* note 30, para. 7.3.）が引用されている。さらに、通報番号926/2000では、表現の自由に対する制限の目的は明確に示されてなかったが、当該事案の対象となった大法院判決は権利制限の目的が国

- 家安全保障であるとしている (*supra* note 27, para. 7.3)。
- 104) *Supra* note 22, para. 10. 4.
- 105) *Supra* note 27, para. 7.3; *supra* note 30, para. 7.3.
- 106) 李根寛は、「北朝鮮共産主義者 (North Korean communist)」(*Supra* note 22, para. 8.2.)、「技術的戦時状態」(*Supra* note 21, para. 10.1.) という表現を韓国政府が使うことで、如何に客観的視点に欠けた主張をしているのかについて指摘する (李根寛 (2000)、前掲注43、47頁)。ジョン・ギョンス「韓国関連個人通報事件と市民的・政治的権利規約第19条」『ソウル国際法研究』第13巻1号 (2006年) 62頁。
- 107) 専門家を交えた懇談会の開催、関係省庁間の調整が行われているが、法制定に向けての具体的な動きはまだ見られない。国家人権政策協議会 (2014)、前掲注、409頁。
- 108) 2014年4月1日、国内人権機構の国際調整委員会 (ICC) の勧告を受けて、国家人権委員会の独立性強化のために国家人権委員会法の改正が議論されている。この論点についてはさしあたり、朴燦運「国際人権法から見る国家人権委員会の意義と独立性」『漢陽大学法学論叢』第26巻3号 (2009年) 85-102頁参照。
- 109) 李根寛 (2000)、前掲注43、65頁。
- 110) 朴洪圭、戸塚悦朗「国際人権 (自由権) 規約国内的实施—韓日比較—」『国際協力論集』第10巻1号 (2002年) 49-67頁。